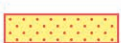


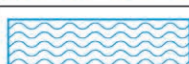
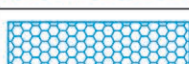
表示	用途地域名等	建ぺい率(%)
	第1種中高層住居専用地域	60
	第1種住居地域	60
	第1種住居地域 (第3種特別工業地区)	60
	第2種住居地域	60
	準住居地域	60
	近隣商業地域	80
	商業地域	80
	準工業地域	60
	準工業地域 (第2種特別工業地区)	60
	工業地域	60
	工業専用地域	60
	市街化調整区域	40・60

● 用途地域等境界線のとり方

- 用途地域等境界線は、原則として、道路、鉄道、河川等の中心線（○）でとっています。
- 幹線道路（区内12路線）に指定している路線式商業地域（一部路線式近隣商業地域）及び、路線式防火地域の指定は、都市計画道路の境界から30mです。
 なお、一部地域については、30mを超える道路、河川の中心線で指定している箇所もあります。
- 上記以外の路線式近隣商業地域の指定は、道路（都市計画道路がある場合は、その計画線）の境界から原則として20mです。

表示	容積率(%)	高度地区	防火・準防火地域
(200)	200	高度指定なし	準防火地域
(200-B)	200	高度指定なし	防火地域
(300)	300	高度指定なし	準防火地域
(300-B)	300	高度指定なし	防火地域
(400)	400	高度指定なし	防火地域
(500)	500	高度指定なし	防火地域
(600)	600	高度指定なし	防火地域
(700)	700	高度指定なし	防火地域
(200/2高)	200	第2種高度地区	準防火地域
(200/3高)	200	第3種高度地区	準防火地域
(300/3高)	300	第3種高度地区	準防火地域
(300-B/3高)	300	第3種高度地区	防火地域
(400/3高)	400	第3種高度地区	防火地域

(名称) 補199	(幅員) 36m	都市計画道路
		都市計画公園・緑地・広場
		高度利用地区
		最低限高度地区(7m)
		地区計画区域(再開発等促進区)
		土地区画整理事業区域
		地区計画区域(再開発等促進区) 土地区画整理事業区域
		地区計画区域
		高層住居誘導地区
		新たな防火規制区域 (東京都建築安全条例第7条の3)

		分 区
臨 港 地 区		商 港 区
		特殊物資港区
		工業港区
		保安港区
		マリーナ港区
		修景厚生港区
		無 指 定

日影規制区域

● 日影規制区域境界線のとり方

日影規制区域境界線のとり方は、原則として、用途地域等境界線のとり方と同じです。
 ただし、蔵前橋通り、京葉道路、新大橋通り、永代通り各道路北側の一部区域については、40mの幅員で指定してあります。

規制される日影時間				
規制される建築物	規制値の種別	規制される範囲 (敷地境界線からの水平距離)		測定 水平面 (平均地盤面からの高さ)
		5mをこえる範囲	10mをこえる範囲	
高さが10mをこえる建築物		4時間以上	2.5時間以上	4 m
		5時間以上	3時間以上	

※ 規制される日影は、冬至日における真太陽時の午前8時から午後4時までの間に生ずる日影です。